

内閣参質一八六第一七四号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員藤末健三君提出専守防衛と集團的自衛権の行使容認との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出専守防衛と集団的自衛権の行使容認との関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針を堅持してきたところであり、このような平和国家としての歩みは引き続き堅持していく。

